



消防予第246号

平成22年6月7日

登録認定機関の長 殿

消防庁予防課長



消防用設備等及び消防関係製品に関するリコール等の報告等について（依頼）

消防用設備等及び消防関係製品の不具合・事故等に係る情報については、平成22年5月11日付け消防予第201号により当庁へ報告していただくようお願いしたところですが、不具合・事故等の原因究明の結果として、製造事業者、輸入事業者、販売事業者（以下「製造業者」という。）においてリコール等を行うこととなった場合には、下記により当庁への報告をお願いします。

各機関におかれましては、この趣旨をご理解の上、製造事業者等に対し、この旨を周知・徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 リコール等の情報の提供について

- (1) 製造事業者等が、消防用設備等及び消防関係製品で製品事故につながる可能性がある事象によりリコール等を開始する場合は、別紙1により報告をお願いします。また、その後のリコール等の進捗についても、別紙2に基づき、定期的に報告をお願いします。
- (2) (1)のリコール等とは、製品欠陥に伴うリコールのみではなく、必ずしも製品の欠陥によらずとも、消費者の安全の確保の観点から製造事業者等が前広に行うものを含みます。また、製品回収のみに限らず、報道発表、社告、ホームページ等で交換、回収、引取り、当該製品の使用上の注意を呼びかける場合（不具合が発生した個別製品に対してのみ修理、交換等の対応を行うことを消費者に注意喚起する場合を含む。）等の事故の発生及び拡大の可能性を最小限にするための製造事業者等による様々な手段を含みます。
- (3) リコール等の手段・方法については、「消費生活用製品のリコールハンドブック2010」等を参考としながら、当庁と十分相談の上実施するようお願いいたします。

2 リコール等の情報の提供について

1に基づき報告のあったリコール等の情報については、随時、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/html/life/>) に公表する予定です。

消防庁予防課設備係

担 当 : 渡辺、塩谷、長松

T E L : 03-5253-7523

F A X : 03-5253-7533